

次のとおり制限付一般競争入札を実施しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告します。

平成26年4月17日

上ノ国町長 工 藤 昇

1 入札に付する事項

- (1) 工事名

上ノ国小学校大規模改造工事
- (2) 工事場所

檜山郡上ノ国町字大留70番地
- (3) 工事期間

契約締結日の翌日から平成27年11月30日まで
- 本案件の請負契約は、上ノ国町議会の議決を要するものである。
(平成26年第2回定例会への上程を予定)
- ア 本工事は2ヶ年工事を初年度に一括発注する継続工事で、初年度（平成26年）に外部改修工事、次年度（平成27年）に内部改修工事及び設備改修工事を行うこと。
- イ 本工事の契約工期は、通常工期と自主施工期間の合計で定めている。
通常工期は390日であることから、初年度は契約締結の日の翌日から平成26年11月30日までの5ヶ月、次年度分は平成27年4月1日から平成27年11月30日までの8ヶ月を対象として、それぞれ共通費を算定している。
- ウ 平成26年12月1日から平成27年3月31日までの期間は、自主施工期間とし、現場における施工はできない。
- エ 平成27年度工事分は平成27年4月1日以前に現場施工に着手できない。
- (4) 予定価格

327,564,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (5) 最低制限価格

設定している。
- (6) 工事概要

大規模改造（建築一式）工事

棟別	構造	規模	延床面積
校舎	R C 造	2階建	3,508㎡
屋内運動場	SRC造＋S造	2階建	1,286㎡

初年度（平成26年）

校舎：屋根・屋上防水工事、屋根トップライト改修、外壁塗装工事
屋内運動場：屋根工事、外壁塗装工事

次年度（平成27年）

校舎：メディアセンター工事、内部床張替、壁天井塗装、トイレ改修工事、内部樹脂サッシ工事、電気設備工事、暖房機器改修・給湯・消火・衛生設備工事
屋内運動場：内装改修、シャワー室改修、放送機器・分電盤改修、暖房機器改修

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札参加者は特定共同企業体とし、構成員は平成25・26年度上ノ国町競争入札等参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登載された者で、次の条件を満たすこと。

（１） 共同企業体代表者、共同企業体第2位以降の構成員すべてに共通の要件

ア 建築工事一式に係る現に有効な経営事項審査結果通知書を提出できる者であること。

イ 建築工事一式に係る特定建設業（第2位以降の構成員は、一般建設業でも可）の許可を受けている者であること。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

エ 入札執行の日までの間に、上ノ国町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始決定後の上ノ国町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。

カ 上ノ国町暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者でないこと。

キ 共同企業体の代表者は、過去15年間（平成11年度以降）に次の工事を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

（ア）発注者 官公庁（広域組合を含む）

（イ）工事費（消費税等を除く） 6千万円以上

（ウ）建物用途 指定しない

ク 共同企業体の構成員は、過去15年間（平成11年度以降）に次の工事を元請として施工した実績を有する者であること。なお、共同企業体として施工した実績は、当該共同企業体の構成員としての出資比率が20パーセント以上の場合のものに限るものとする。

（ア）発注者 官公庁（広域組合を含む）

（イ）工事費（消費税等を除く） 2千5百万円以上

（ウ）建物用途 指定しない

但し、次に掲げる者は、同一の一般競争入札に参加できない。

① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び第4号に規定する親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある者。

② 一方の会社の代表権のある役員が他方の会社の代表権のある役員又は他方の会社の管財人を現に兼ねている者。

③ 2以上の共同企業体の構成員となっている者。

（２） 共同企業体代表者の要件

ア 上ノ国町に本店を有し、上ノ国町における入札参加資格「建築工事」の等級が「A」等級に格付されていること。

イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習終了証を保有する当該工事に関する一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、当該建築業者と直接的かつ恒常的な雇用関

係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。なお、配置技術者の変更については、病休・死亡・退職等の理由のほかは、原則として工事完了まで認めない。

ウ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

（3） 共同企業体第2位以降の構成員の要件

ア 檜山振興局管内に本店を有し、北海道における入札参加資格「建築一式」の等級が「A」等級に格付されているか、上ノ国町に本店を有し、上ノ国町における入札参加資格「建築工事」等級が「A」等級に格付されていること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく主任技術者として当該建築業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。）がある者1名を対象工事に専任で配置できる者であること。

（4） 特定共同企業体の結成条件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体は、自主的に結成すること。名称は共同企業体が特定できる名称を付すること。

イ 構成員の数は2者又は3者とする。

ウ 各構成員の出資の割合は、均等割の10分の6以上とする。この場合において、代表者の出資の割合は、構成員中最大であるものとする。

エ 当該入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係のある者の全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

オ 各構成員は、当該工事の入札において2以上の特定共同企業体の構成員となることはできない。

3 入札参加資格審査申請

（1） 本工事に入札参加を希望する者は、次のとおり制限付一般競争入札参加申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けることとする。

ア 制限付一般競争入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書

ウ 類似工事施工実績調査書

エ 類似工事施工実績を証明する書面（工事实績証明書又はこれに代わる書面（CORINS（工事实績情報サービス）登録時の「工事カルテ受領書」、契約書の写し等））

オ 配置予定技術者調書、配置予定技術者の経歴書及び雇用関係を確認できる書類（健康保険被保険者証の写し等）

カ その他支出負担行為が必要と認める書類

（2） 申請書は、次のとおり受け付ける。

ア 提出期間 **平成26年4月21日（月）から平成26年4月30日（水）まで**

土・日・祝日等を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所 上ノ国町施設課財産管理グループ

桧山郡上ノ国町字大留100番地

（3） 申請書は持参するものとし、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

（4） 期限までに申請書の提出のない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に

参加することができない。

(5) その他

ア 提出された資料は、返却しない。

イ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

ウ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認結果は、平成26年5月19日(月)までに決定し、各申請者に文書で通知する。

(2) 入札参加資格が認められなかった者は、次に定めるところに従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

ア 提出先 上ノ国町施設課財産管理グループ

イ 提出期限 平成26年5月26日(月) 正午

ウ 提出方法 持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(3) (2)の説明を求められたときは、平成26年6月2日(月)までに書面で回答する。

(4) 入札参加資格があると認められた者又はその構成員が、入札日までの間に次に掲げるいずれかに該当することとなったときは、入札に参加することができない。この場合には、その旨理由を付して通知する。

ア 町長による指名停止の措置を受けたとき、その他入札参加資格の要件を欠いたとき。

イ 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していることが明らかになったとき。

ウ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められたとき。

5 設計図書の閲覧等

(1) 設計図書は上ノ国町役場庁舎1階閲覧コーナーで閲覧に供する。

ア 設計図書は電子ファイルとなっているので、USBメモリを持参して閲覧用パソコンからダウンロードすること。

イ 閲覧期間 平成26年6月2日(月) 午後5時まで

(2) 設計図書に対する質問がある場合は、書面(任意)により提出すること。

ア 提出期限 平成26年5月19日(月) 午後5時まで

イ 提出先 第3項(入札参加資格審査申請)第2号の場所と同じ。

ウ 提出方法 持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(3) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。

ア 提出期限 平成26年6月2日(月) 午後5時まで

イ 場所 第3項(入札参加資格審査申請)第2号の場所と同じ。

(4) 現場説明会は行わない。

6 契約条項を示す場所

契約条項を示す場所は、第3項(入札参加資格審査申請)第2号の場所と同じ。

7 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成26年6月3日(火) 午前9時30分

(2) 場所 上ノ国町役場 2階研修室

(3) その他 入札の執行前に、第4項第1号に規定する町長から競争入札参加資格

があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。

8 入札方法等

- (1) 入札者は、入札書に必要事項を記入し、封筒に入れて提出しなければならない。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札決定とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 郵送又は電送による入札は、認めない。
- (4) 入札回数は、1回とする。

9 積算内訳書の提出

本工事に対応した積算内訳書を持参し、入札書と同時に提出すること。

10 入札保証金 入札保証金は免除する。

11 入札の無効

本工事に示した入札参加に必要な資格のない者の入札、申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載した者の入札、有効な積算内訳書の提出のない者の入札及び建設工事競争入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

12 契約保証金 徴収する。ただし、構成員の全員が過去2年間に国又は都道府県若しくは市町村と種類をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらすべてを誠実に履行した実績がある場合において、その共同企業体が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められたときは、納付を免除することができる。

13 契約書作成の要否 契約書の作成を必要とする。

14 支払い条件

- (1) 前金払 有り 契約金額の内、各年度でき形部分予定額の4割に相当する額以内とする。
- (2) 中間前金払 有り 契約金額の内、各年度でき形部分予定額の2割に相当する額以内とする。
- (3) 部分払 有り 当該年度でき形部分以内とする。
- (4) 各年度支払い限度額の割合
平成26年度 110,451,000円以内、
平成27年度 217,113,000円以内とする。

15 その他

- (1) 制限付一般競争入札参加資格申請書用紙は、上ノ国町ホームページからダウンロードするか、上ノ国町役場施設課で直接受け取ること。
- (2) 入札参加者は、上ノ国町財務規則、建設工事競争入札心得及びその他関係法令等を遵守すること。
- (3) 談合情報に対する対応
ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の徴取及び工事費内訳書の徴取並びに公正取引委員会への通報を行うことがある。
イ 入札談合の疑いがあると認められるときは、入札の執行を取りやめることがある。

ウ 契約締結後に入札談合の事実が合ったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがある。

(4) 分別解体等の実施の義務付け

この工事は、建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条に基づき分別解体等の実施が義務付けられた工事であるため、契約に当たり再資源化等に要する費用、解体工事に要する費用、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地を契約書に記載する必要があることから、特記仕様書に記載された特定建設資材廃棄物、搬出数量等を参考に再資源化等に要する費用及び解体工事に要する費用を含めて見積もった上で、入札を行うこと。

(5) 本工事に係る工事請負契約は上ノ国町議会の議決を要するものであるので、落札決定後、仮契約を締結し、町議会の議決を経て本契約とするものとする。

(6) 不明な点については次に照会すること。

上ノ国町役場建施設課財産管理グループ

電話 0139-55-2311 内線225 FAX 0139-55-2025